

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的等については、「健康科学大学学則」第 1 条に「健康科学大学（以下『本学』という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、本学創立の精神に基づく人間教育を行い、広い教養と実務的な専門知識を授けるとともに、旺盛なる自主の精神と強い責任感を涵養して、文化の向上と医療及び福祉の進歩に寄与し得る有為な人材を育成することを目的とする。」と規定されている【資料 1-1-1】。

また、「建学の精神」には、学則に定める本学の目的がさらに具体的かつ明確に表現されている。

こうした使命・目的等は、本学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）、大学案内等によって公開されている。【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】

<エビデンス集 資料編>

【資料 1-1-1】健康科学大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】ホームページ：建学の精神

http://www.kenkoudai.ac.jp/modules/about/index.php?content_id=11

【資料 1-1-3】健康科学大学大学案内 2017 p. 9

1-1-② 簡潔な文章化

ホームページ、大学案内、健康科学大学健康科学部教育・研究年報等に、「建学の精神」の要約として、「豊かな人間力」、「専門的な知識・技術力」、「開かれた共創力」の 3 つの能力を備えた人材を育成するのが本学の基本理念である旨、簡潔な文章で明示している。【資料 1-1-4】

<エビデンス集 資料編>

【資料 1-1-4】健康科学大学健康科学部教育・研究年報（2014 年度）p. 1

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的については、具体的に明文化するとともに、簡潔な文章化も実現している。今後、社会的要請等を踏まえながら、文言等について見直していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

≪1-2 の視点≫

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、大学案内等において、建学の精神及び基本理念を要約し「豊かな人間力」、「専門的な知識・技術力」、「開かれた共創力」の3つを兼ね備えた人材を育成することが本学の使命であるとホームページや大学案内に明示している。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

- ・「豊かな人間力」
生命に対する深い理解や、他者と共感し交流できる感性を育て、共生の思想に基づく強い倫理観と使命感を備えた人材を育成する。
- ・「専門的な知識・技術力」
理学療法・作業療法・福祉心理・看護に関する幅広い知識と先端の専門技術を身につけたプロフェッショナルな人材を育成する。
- ・「開かれた共創力」
地域社会と連携して人々の健康増進に努め、他の専門職と協同して新時代の医療・福祉を切り拓く、創意に富んだ人材を育成する。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 1-2-1】 ホームページ：建学の精神 http://www.kenkoudai.ac.jp/modules/about/index.php?content_id=11 【資料 1-1-2】 と同じ

【資料 1-2-2】 健康科学大学大学案内 2017 p.9 【資料 1-1-3】 と同じ

1-2-② 法令への適合

本法人の寄附行為第1章総則第3条（目的）において、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、大学、短期大学、高等学校並びにその他の学校を設置し、教育、保育及び学術の研究を行い、社会に貢献でき得る人材を育成することを目的とする。」と明文化されており、本

学そのものが法令に則って設立されていることが示されている。【資料 1-2-3】

また、本学学則第 1 章総則第 1 条（目的）において、「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、本学創立の精神に基づく人間教育を行い、広い教養と実務的な専門知識を授けるとともに、旺盛なる自主の精神と強い責任感を涵養して、文化の向上と医療及び福祉の進歩に寄与し得る有為な人材を育成することを目的とする。」と規定されており、本学の目的が法令に適合するものであることを示している。【資料 1-2-4】

本学の「建学の精神」及び「学則」に定められた使命・目的等は、教育基本法第 1 条に規定する教育の目標に準拠したものとなっており、同法第 7 条に規定する大学の目標とも合致するものであると同時に、学校教育法第 83 条の規定にも適合するものである。【資料 1-2-5】

<エビデンス集 資料編>

【資料 1-2-3】 学校法人富士修紅学院寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 1-2-4】 健康科学大学学則【資料 F-3】【資料 1-1-1】と同じ

【資料 1-2-5】 健康科学大学建学の精神

1-2-③ 変化への対応

使命・目的及び教育目的は、開学時から変更のないものであるが、平成 28(2016)年 4 月の看護学部の開設に対応するものとして、「建学の精神」について文言の一部見直しが平成 27(2016)年度第 11 回健康科学大学運営会議及び平成 27(2016)年度第 8 回学校法人富士修紅学院理事会において全会一致で承認されるなど、状況の変化に応じた対応を行っている。

【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】

<エビデンス集 資料編>

【資料 1-2-6】 平成 27 年度第 11 回健康科学大学運営会議議事録（抜粋）

【資料 1-2-7】 平成 27 年度第 8 回学校法人富士修紅学院理事会議事録（抜粋）

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的については、個性・特色の明示、法令への適合及び変化への対応に関するこれまでの対応を継続していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1)1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2)1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

法人の目的は寄附行為第1章総則第3条（目的）に、大学の目的は大学学則第1章総則第1条（目的）に明記されている。また、学部及び学科の目的については、大学学則第2章構成第3条の2（育成する人材）に明記されている。寄附行為の制定・変更については予め評議員会に付議され、理事会で承認される必要があり、大学学則の制定・変更については大学運営会議で審議・承認され、理事会で承認される必要がある。このように、法人及び大学の目的は、それを明記する規程の審議・承認の手続きの過程において、役員及び教員の理解と支持を得ている。【資料 1-3-1】【資料 1-3-2】

ホームページや学生便覧を通じて「建学の精神」及び学則を公開しており、変更が生じた場合等には、メール等で全教職員に周知を行うことにより理解と支持が得られている。

【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】【資料 1-3-5】

また、看護学部開設に伴う「建学の精神」の文言見直しは、運営会議及び理事会における審議過程並びに教職員への周知を通じて、本学の使命・目的及び教育目的についての役員及び教職員の理解と支持をより一層高める機会となった。【資料 1-3-6】【資料 1-3-7】

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 1-3-1】 学校法人富士修紅学院寄附行為 【資料 F-1】【資料 1-2-3】 と同じ

【資料 1-3-2】 健康科学大学学則 【資料 F-3】【資料 1-1-1】【資料 1-2-4】 と同じ

【資料 1-3-3】 ホームページ：建学の精神 http://www.kenkoudai.ac.jp/modules/about/index.php?content_id=11 【資料 1-1-2】【資料 1-2-1】 と同じ

【資料 1-3-4】 2016 年度（平成 28 年度）学生便覧健康科学大学健康科学部 p. 193

【資料 1-3-5】 2016 年度（平成 28 年度）学生便覧健康科学大学看護学部 p. 57

【資料 1-3-6】 平成 27 年度第 11 回健康科学大学運営会議議事録（抜粋）

【資料 1-2-6】 と同じ

【資料 1-3-7】 平成 27 年度第 8 回学校法人富士修紅学院理事会議事録（抜粋）

【資料 1-2-7】 と同じ

1-3-② 学内外への周知について

本学の建学の精神・大学の基本理念については、次のとおり広く学内外に周知している。

- ①校舎に建学の精神を掲示し、学生及び教職員に周知している。
- ②「学生便覧」に建学の精神・大学の基本理念等を示すとともに、「学則」の第1条に本学の教育目的を明記し、学内外に公表している。【資料 1-3-4】【資料 1-3-5】
- ③「健康科学大学健康科学部教育・研究年報(2014年度) p.9 健康科学大学健康科学部 教育・研究年報」に建学の精神・大学の基本理念等を明記し、学内外に公表している。【資料 1-3-8】
- ④「大学ホームページ」に建学の精神・教育目標を明記し、学内外に公表している。【資料 1-3-3】
- ⑤「大学案内」に建学の精神・教育目標を明記するとともに、「オープンキャンパス」等の機会に説明を行っている。
- ⑥ 入学式の学長式辞や理事長祝辞、大学の行事における挨拶等において、建学の精神や大学の基本理念について触れ、内外の関係者の理解を深めるようにしている。

<エビデンス集 資料編>

【資料 1-3-3】 ホームページ：建学の精神【資料 1-1-2】【資料 1-2-1】と同じ

http://www.kenkoudai.ac.jp/modules/about/index.php?content_id=11

【資料 1-3-4】 2016年度(平成28年度)学生便覧健康科学大学健康科学部 p.193

【資料 1-3-5】 2016年度(平成28年度)学生便覧健康科学大学看護学部 p.57

【資料 1-3-8】 健康科学大学健康科学部教育・研究年報(2014年度) p.1【資料 1-1-4】と同じ

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

建学の精神に基づき、計画的・戦略的に大学運営を推進するため、平成28(2016)年度より平成32(2020)年度までの5年間を計画年度とする健康科学大学中期目標及び中期計画を定めており、中期目標には、建学の精神に基づく使命・目的を前文に掲げ、それを反映するものとして、具体的な項目を位置づけている。【資料 1-3-9】

中期目標及び中期計画策定に当たっては、教職員の意見を広く求めたうえで、学長・副学長・学部長・学科長・事務局長等で構成する大学運営会議での審議を経て、平成27(2015)年度の理事会において決定された。この中期目標及び中期計画は、大学ホームページにより公表されている。【資料 1-3-10】【資料 1-3-11】

本学の使命・目的及び教育目的は、3つの方針であるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーにも反映されている。また、これらのポリシーは、各学部・各学科の目的との整合性がとれたものとなっている。【資料 1-3-12】

<エビデンス集 資料編>

【資料 1-3-9】 健康科学大学中期目標・中期計画【資料 F-6-1】と同じ

【資料 1-3-10】 平成27年度 第12回健康科学大学運営会議議事録(抜粋)

【資料 1-3-11】 平成27年度第8回学校法人富士修紅学院理事会議事録(抜粋)

【資料 1-3-12】健康科学大学及び各学科 3 ポリシー

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、健康科学部、看護学部及び大学図書館からなり、健康科学部は理学療法学科、作業療法学科及び福祉心理学科、看護学部は看護学科で構成されており、また、リハビリテーションクリニックを設置し、地域医療への貢献と学生の臨床実習等を目的とした教育研究活動を行い、本学の使命・目的及び教育目的である「豊かな人間力」、「専門的な知識・技術力」、「開かれた共創力」の3つを兼ね備えた人材の育成を行っている。【資料 1-3-13】

<エビデンス集 資料編>

【資料 1-3-13】健康科学大学組織図

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

基本理念及び教育研究上の目的を明確化しており、学内外への周知も十分に行っているが、特に学外への周知についてはホームページのさらなる活用を含め、学長のリーダーシップによる教育の充実と研究活性化を図りながら、学生の多様化に対応した施策について健康科学大学運営会議を中心に検討を行う。

[基準 1 の自己評価]

- ・使命・目的及び教育目的は、明確であり具体的で簡潔な文章で示されている。
- ・使命・目的及び教育目的は、個性・特色を含み、法令に適合し、時代の変化への対応が可能となっている。
- ・使命・目的及び教育目的は、様々な媒体で学内外に周知するとともに、中期目標及び中期計画を策定し、これに基づき着実に達成できるよう取り組んでいる。また、教育研究組織の構成との整合性がある。
- ・以上により、使命・目的及び教育目的の明確性、適切性、有効性には、問題が無いと判断できる。